

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」を公布 (Page2)

2021 年 8 月 3 日、CNIPA「専利審査指南改正草案」およびその説明を公布し、公衆に向けて 2021 年 9 月 22 日までにパブコメを募集している。

Topic-2

CNIPA、「商標の一般的違法行為への判断基準」に対してパブコメ募集を行う(Page6)

2021 年 8 月 17 日、CNIPA は、商標の法的執行における基準の統一化および実施の強化を推進するために、「商標の一般的違法行為への判断基準」のパブコメ稿を公布した。

Topic-3

CNIPA、知財代理および審査官の不正行為に対する規制規定が続出 (Page8)

2021 年 8 月 5 日、CNIPA は、先月に公布した知財代理業界と審査官の共謀不正行為への規制に引き続き、定年・辞職の審査官が代理機構での任職に対して関連規定を公布した。

Topic-4

ブリーフニュース (Page9)

- 1. CNIPA、知財運営の促進及び規範化についてガイド規定を公布した
- 2. 国家市場監督管理総局、厳重違法に対する信用管理ブラックリストの管理規定を公布した

Topic-5

路浩二ュース:日本知的財産協会(JIPA)で商標についてオンライン講座を行う(Page11)

弊所は中国の商標使用証拠をテーマとして JIPA 開催のオンライン講座を行うことになった。



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」を公布

CNIPA は 2021 年 6 月 1 日から施行されている「専利法」及び改正中の「専利法実施細則」に対応するため、2021 年 8 月 3 日に「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」を公布し、2021 年 9 月 22 日までパブコメを集めている。

主要内容について

今回の審査指南の改正内容は主に専利法および実施細則の改正に関連したもので、主に、以下の内容を含む。

- 1. 意匠制度の完備に関する規定 部分意匠および GUI 製品の出願書類の要件および審査基準、意匠の明らかな区別に対す る審査、意匠の国内優先権、意匠の国際出願の提出および審査プロセスなどが規定されて いる。
- 2. 特許協力条約に関する手続的規定 参照による援用、優先権の回復・増加・訂正などが規定されている。
- 3. 専利権の期間補償に関する規定 専利権付与の期間補償と医薬品の専利権期間補償が規定されている。
- 4. 専利開放許諾に関する規定 開放許諾声明の提出及び撤回、開放許諾の登記及び公告、開放許諾実施契約の発効及び 届出、費用軽減手続の処理などが規定されている。
- 5. 医薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関わる無効案件の審査に関する規定 無効審判請求書及び証明書類の提出、審査順序、審査基礎、審査状態及び処理完了通知 が規定されている。
- 6. 感染症などの突発的な事件への対応に対する規定 新規性喪失の例外、期限の職権による延長が規定されている。



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

7. 審査の品質及び審査の効率を高めるための関連規定

実用新案の明らかな進歩性に対する審査、コンピュータプログラムにかかわる特許出願の審査、拒絶査定不服審判審査及び無効審判のプロセスにおける職権による審査、所有権 紛争の当事者が無効審判に参加することに関する規定、遅延審査制度のさらなる完備、信 義誠実原則違反の判断及び例示が規定されている

- 8. 「放管服」(行政のスリム化、管理監督の適正化、行政サービスの最適化) に関する規定 専利権評価報告関連事務、カラー図面提出の許可、選択図提出方式の簡素化、代理依頼 強制の例外、分割出願手続の簡素化、配列表提出要求の簡素化などが規定されている
- 9. 機構改革に関連する規定 専利復審委員会から復審及び無効審理部への名称変更に応じる改正などを規定している。

意匠に関わる主な内容:

部分意匠の定義

部分意匠とは、製品の一部分の形状、模様又はこれらの結合及び色彩と形状、模様の結合に対して行われた、美観に富みかつ工業への応用に適する新規な設計を指す。製品の分割できない一部分の保護を求める場合に、部分意匠として出願しなければならない。例えば、「椅子の背もたれの彫刻模様」、「自動車のタイヤのトレッド」などである。

● 部分意匠の名称

部分意匠を出願する場合、製品名称において保護を求める部分及びそれを含む製品全体を明記しなければならない。例えば、「自動車のドア」、「携帯電話のカメラ」である。

● 部分意匠の図面

部分意匠専利を出願する場合、製品全体の図面を提出し、かつ、点線と実線の組合せ又はその他の形態で保護を求める内容を明示しなければならない。

製品全体の図面については、保護を求める製品の部分の設計及びその部分の設計が製品全体における位置と比例関係を明確に表示しなければならない。保護を求める部分が立体的な形状を含む場合、提出した図面には当該部分を明確に表示する斜視図を含まなければならない。



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

提出した図面については、保護を求める部分とその他の部分を明確に区別できなければならない。実線と点線の組合せで保護を求める内容を表示する場合、実線は保護を求める部分を示し、点線はその他の部分を示す。その他の形態で保護を求める内容を表示することもできる。例えば、単色で半透明なブロックで保護を求める部分を覆うこともできる。必要に応じて、保護を求める部分とその他の部分との境界線を鎖線で表示しなければならない。

● 部分意匠の簡単な説明

部分意匠を出願する場合、簡単な説明は下記の規定に合致しなければならない。

- (1) 実線と点線の組合せ以外の形態で保護を求める部分を示す場合、簡単な説明において保護を求める部分を明記しなければならない。
- (2) 鎖線で保護を求める部分とその他の部分との境界線を示す場合、必要に応じて簡単な説明においてこの旨を明記しなければならない。
- (3) 必要に応じて保護を求める部分の用途を明記し、かつ、製品名称において記載された用途に対応しなければならない。
- (4) 設計の要点を最も表明できる図面又は写真として指定されたものには保護を求める部分の設計を含まなければならない。

● 部分意匠にならないケース

製品において、相対的に分割可能な独立した領域を構成できない又は相対的に完全な設計ユニットを形成できない部分。例えば、カップ取っ手の屈折した輪郭線、メガネレンズの任意の不規則な部分である。

保護を求める部分が製品の表面の模様又は模様と色彩の結合に関する設計だけであるもの。 例えば、バイクの表面の模様。

● 意匠の優先権主張の基礎

特許(の図面)、実用新案(の図面)、意匠のいずれでもよい。

● 意匠の優先権主張の時期

出願と同時に願書において明記しなければならない。

● 意匠に対する審査内容の追加

専利法第23条第2項の規定:専利権が付与される意匠は、従来の設計又は従来の設計の特徴の組合せと比べて、明らかな区別を有しなければならない。



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

初歩審査において、審査官は意匠出願が明らかに専利法第 23 条第 2 項の規定に合致しないかどうかについて審査する。一般的には、審査官はその知り得た従来の設計と意匠出願で保護を求める設計を単独で比較することによって、意匠出願が明らかに専利法第 23 条第 2 項の規定に合致しないかどうかを審査することができる。

● 意匠の分割出願

製品全体の意匠から部分意匠を分割することができない。
部分意匠から全体意匠またはその他の部分意匠を分割することができない。

● 許さない意匠に対する補正

- (1) 全体意匠を部分意匠に変更する補正
- (2) 部分意匠を全体意匠に変更する補正
- (3) 同一製品の全体におけるある部分意匠を別の部分意匠に変更する補正

● 意匠の遅延審査

遅延期間は月単位で計算し、最長遅延期間は遅延審査請求を提出して効力が生じた日から起算しての 36 ヶ月間。

遅延期間が満了する前に、出願人は遅延審査請求を撤回することができる。

● 専利権評価報告の作成状況を権利者に通知

専利権評価報告作成の請求者が専利権者ではない場合、CNIPA は専利権評価報告の作成状況を専利権者に通知する。

専利権者は、作成された専利権評価報告に訂正すべき誤りがあると考える場合、2ヶ月以内 に訂正の請求を申し立てることができる。

リソース: CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-2

CNIPA、「商標の一般的違法行為への判断基準」に対してパブコメ募集を行う

2021 年 8 月 17 日、CNIPA は、商標の法的執行における基準の統一化および実施の強化を推進するために、「商標の一般的違法行為への判断基準」を制定し、2021 年 10 月 1 日までパブコメを募集している。以下は、主要内容について簡単に紹介する。

下記いずれの行為があった場合、本規定にいう商標の一般的違法に該当する:

- (一)商標法6条により、登録商標の使用が必須とされるにも拘らず、使用していない場合
- ⇒タバコ類の商品と一部の薬品商品
- (二) 商標法 10条1項により、商標として使用できない標章を使用した場合
- ⇒ 一般的に、中国境内の需要者の一般常識を判断基準とする
- ⇒ 商標法10条1項7号の「欺瞞性」について、下記いずれの行為に該当する場合:
 - 1) 商品・役務の品質、原料、機能、用途、重量、数量などの特徴への誤認を生じる
 - 2) 商品・役務の産地・由来への誤認を生じる
 - 3) 商品・役務の提供範囲をオーバーして表示しており、公衆を誤認させる
- ⇒ 商標法10条1項8号の「不良影響」について、下記いずれに該当する場合:
 - 1) 国家安全保障又は国家統一に危害を加える
 - 2) 国家の主権、尊厳、イメージなどを損害する
 - 3) 公共の利益・秩序を擾乱する
 - 4) 民族、人種の尊厳又は感情を傷つける
 - 5) 宗教の信仰・感情、又は民間の信仰を傷つける
 - 6) 商標・商標要素は有名人の姓名・肖像と類似し、公的利益にマイナス影響を生じる
 - 7) 公的利益・秩序にマイナス影響を生じるその他の場合



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

- (三)商標法14条5項により、ビジネス活動で「馳名商標」(著名商標)の表記を使った場合
- ⇒ 違法行為の情状、結果、主観的な意図などの要素を合わせて処理する
- (四) 商標法 43 条 2 項により、ライセンシーは商品名称および産地を表示していない場合
- (五)商標法 49 条 1 項により、権利者は登録商標を使用する際に、商標態様、登録者、住所などの登録事項を勝手に変更した場合
- ⇒ 商標の構成要素を部分的に変えて、又は位置を交換して、識別部分が変わっていないが 「登録商標」又は「®」と表示した場合を指す。
- (六) 商標法 52 条により、未登録商標を登録商標と偽装して使用した場合
- (七) 団体商標および証明商標の管理義務を履行していない場合
- ⇒「団体商標・証明商標に関する登録および管理の弁法」、「商標法実施条例」
- (八) 商標の印刷制作に対する管理義務を履行していない場合
- ⇒ 商標の印刷制作とは商標標識を印刷して制作する行為である。
- ⇒ 捺染、ポンチなどで商品又は商品の主要原料(包装を含まない)に商標態様を表示する ことは商品の生産加工行為とされ、商標の印刷制作ではない。
- (九) 悪意的な商標出願行為
- ⇒「商標の登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第3条
- (十) 商標の管理秩序に違反したその他の行為

リソース: CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/17/art_75_167375.html



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-3

CNIPA、知財代理および審査官の不正行為に対する規制規定が続出

2021 年 8 月 5 日、CNIPA は、先月に公布した知財代理業界と審査官の共謀不正行為への規制に引き続き、定年退職又は辞職の審査官が代理機構での任職に対して関連規定を公布した。以下は主要内容について簡単に紹介する。(共謀不正行為の規定について、弊所ニュースレター2021 年 7 月号をご参考ください。)

一般職員: CNIPA の所属機関、専利局、商標局およびその他の関連職員は<u>公職の辞任後または定年退職後の2年以内に、特許又は商標の代理機構のパートナー、株主又は法定代表者として、代理機構に任職してはならない。</u>

幹部: CNIPA の所属機関、専利局、商標局で処長レベル以上の幹部に務めた職員が、 公職の辞任後または定年退職後の3年以内に、特許又は商標の代理機構のパートナー、株 主又は法定代表者として、代理機構に任職してはならない。

従業許可: 定年退職後3年を超えた処長レベル以上の幹部、および定年退職後2年を超えた一般職員は、知財管理機関による許可証明資料が取得できれば、特許又は商標の代理機構のパートナー、株主又は法定代表者として、代理機構に任職することができる。

管理規定:辞任前又は定年前に、所属機関は職員に対して、従業制限の告知義務の面談を行い、従業の意向を把握し、承諾書への署名を求めるようにする。

従業制限期間中、元の所属機関は少なくとも年に一回職員の従業状況を確認する。

処罰:

面談警告

- ⇒ 知財管理機関から、対象職員との雇用関係を解除するようと代理機構に命じる。
- ⇒ 市場監督管理機関より、違法職員の違法所得を没収し、代理機構に罰金をする。
- ⇒ 定年後の職員に対して、規定によって年金待遇などを調整する。

リソース: CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/5/art_75_166529.html



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-4

ブリーフニュース

1. CNIPA、知財運営の促進及び規範化についてガイド規定を公布した

2021 年 7 月 30 日、CNIPA は知財運用の市場化を着実に推進し、関連業界による実際な実施にガイドを提供するために、「知財運営の促進及び規範化に関する通知」を公布した。

制定背景:

知財運用の市場化を推進するとともに、以下の問題点がまだ直面している。

1) 知財運用の推進に対して、各界の共通認識、規範化、統一化などが不十分で、政府と市場との関係がまだ不明確; 2) 産学研連携による知財権転換に対するインセンティブ措置などをより細分化にすべき; 3) 知財情報の提供、共有、入手などのルートをよりスムーズに通じさせるべき; 4) 知財運用に関する各種のコンサルティングサービス(融資、評価など)を強化すべき; 5) 知財運用の推進へのガイド、監督管理、運営環境の営みなどを改善すべき。

主要内容:

上述した課題を踏まえて、認識の統一化、運営措置の実施、管理監督の規範化、サービスおよび制度の保障などの面をメインとして知財運営を推進する、と規定している。また、推進する際に、以下の関係を重点的に調整していく。

1) 政府と市場との関係。市場が資源配置への決定的な役割を果たせる一方、政府のガイド・監督管理の役を活かせる。2) 実施促進と規範化との関係。インセンティブ措置の実施、サービス提供の向上、メカニズム・制度の制定などを改善するとともに、それに対応する情報管理、信用監督、プラットフォームの運営などを強化する必要もある。3) 中央と地方との関係。国家知識産権局は全体的なメカニズムおよび運営環境の構築をガイド・監督管理する一方、各省・市の知財管理機関は実際な作業を行う。4) パイロットとその他の地域との関係。パイロット地域では各タスクを先に完成するように関連改革を深化していく。そのほかの地域では実際な状況に応じて、実施措置を細分化にして推進する。5) 融資、評価、移転などのサービスの間に、互いにサポートして協力する関係を築き上げる。

リソース: CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/7/30/art_66_166312.html



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

2. 国家市場監督管理総局、厳重違法に対する信用管理ブラックリストの管理規定を公布

2021 年 7 月 30 日、国家市場監督管理総局は、「厳重違法に対する信用管理ブラックリストの管理規定」を公布し、2021 年 9 月 1 日から同規定の実施を開始する。

同規定の2条によって、市場監督管理機関から重罰を受けた当事者は厳重違法の信用管理ブラックリストに入れる。重罰とは、具体的に以下の懲罰措置を指す。

- 1) 行政懲罰の裁量基準に基づき、重罰原則で罰金された場合;
- 2) 資格レベルが引き下げられ、許可資格証書又は営業許可証書が取消された場合;
- 3) 生産経営活動が制限され、生産・営業が停止・閉鎖するようと命じられ、従業制限とされた場合;
- 4) 法律、行政規定と部門の管理規定によって受けたその他の重罰。

また、同規定の9条によって、知財権侵害および営業秘密侵害などをはじめとしる市場秩序 を擾乱する行為に対して、以下のように規定している。

下記いずれの公平競争又は市場秩序を擾乱する違法行為を実施し、かつ本規定 2 条に該当する場合は、厳重違法の信用管理ブラックリストに入れる。

- 1) 営業秘密の侵害、商業名誉の毀損、虚偽取引などのような、公平競争の秩序を厳重に破壊する不正競争行為;
- 2) 故意的に知財権を侵害し、非正常な特許出願、悪意的な商標出願を提出して公共利益を損害し、厳重違法の商標・特許代理を従事した行為;

.....

ブラックリスト入りの当事者に対して、市場監督管理機関は下記の管理措置を行う。

- 1) 行政許可、資格、政府又は工程の入札を審査する際に、参考要素として考慮に入れる;
- 2) 重点な監督管理対象とし、検査の頻度を高め、厳しく管理する;
- 3) 告知承諾制度の適用対象から外す;
- 4) 市場監督管理機関より行われた評価活動、賞授与活動に参加できない;
- 5) 法律、行政規定、党中央又は国務院の政策制度によって実施されたその他の措置。

リソース:国家市場監督管理総局

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202108/t20210801_333255.html



Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-5

路浩二ユース:日本知的財産協会(JIPA)で商標についてオンライン講座を行う

弊所は、近日に開催予定の JIPA 内部部会で、「商標の使用証拠について――不使用取消審判に関わる使用証拠の提出を中心に」をテーマとして、オンライン講座を行うことになりました。

講座の内容は、中国での不使用取消審判に関わる使用証拠の提出について説明します。具体的に、1) 官庁通知書の注意事項、2) どのような証拠を収集するか、3) 不使用取消請求の対応から展開します。

特に、2) について、証拠の種類と形式、証拠チェーンの形成などの出願人の関心問題を詳細に説明します。

なお、本講座は JIPA 会員限定となりますので、部会が終了後に、本講座の内容についてご 興味のある方に資料を共有することができますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先:

Tel: 86-10-62113695 (日本語直通)

Fax: 86-10-62198011

Email: int@cnkip.com